

秋田でエイズ患者が急増しています 12月1日は「世界エイズデー」です

<世界エイズデーにおける大仙保健所の
「エイズ性感染症相談・検査のお知らせ」>

日時●12月1日(土) 午前9時～正午
通常：毎月第1、第3木曜日 午前9時～午前10時30分
第3木曜日は、夜間(午後5時30分～午後8時まで)も行っています。※随時、電話相談に応じております。

会場●大仙保健所
検査料金●無料 ※検査は問診後に採血(5cc)をします。
結果はその日にわかります。(12月1日、第3木曜日のみ)

申込●匿名可能(事前に予約が必要です)
申込・☎大仙保健所疾病予防・医薬班 ☎0187(63)3403

お勤めの方を対象とするスキルアップセミナー のご案内

- ◆ワープロソフト応用(Word)講習 定員10人
12月4日(火)・5日(水)の2日間
 - ◆のみ・かなな刃物研磨講習 定員10人
12月12日(水)・13日(木)の2日間
 - ◆Excelによる勤務管理講習 定員15人
12月12日(水)・13日(木)の2日間
 - ◆Illustrator CS実務講習 定員10人
12月17日(月)・18日(火)の2日間
 - ◆Excelによる売り上げ分析講習 定員15人
12月19日(水)・20日(木)の2日間
- 時間●午前9時～午後4時まで
実施会場●大曲技術専門学校
受講料●無料(テキスト代は別途)
申込・☎大曲技術専門学校民間訓練支援室
☎0187(62)6321 ☎0187(62)3680

仙北地域振興局「元気なふるさと秋田づくり 県民運動」顕彰事業のお知らせ

仙北地域振興局では、自主的・主体的に地域づくり活動に取り組んでいる団体・個人を募集しています。応募いただいた中から選考のうえ受賞者を決定し、表彰いたします。

募集期間●11月16日(金)～12月21日(金)
表彰対象●①大仙市、仙北市及び美郷町において地域の
ための活動に継続的に取り組んでいる。
②その活動が、今後も地域で取り組まれると
見込まれるとともに、他の模範となっていること。

募集方法●表彰を受けようとする団体・個人は、推薦調書を仙北地域振興局に提出してください(他薦も可)

連絡先●仙北地域振興局 県民生活班 ☎0187(63)5114

地図情報システムの取扱を開始します

法務局大曲支局の不動産の地図が平成19年12月10日(月)からコンピュータ化されます。これにより証明書等の図面がコンピュータから出力されたものになります。詳しくは秋田地方法務局大曲支局(☎0187-63-2100～1)へお問い合わせください。

分かりやすい歴史講演会を開きます

日時●12月1日(土) 午後1時30分～
会場●六郷公民館 2階大ホール
演題●秋田崎門学の祖「築田友齋について」
—忘れられた郷土の先覚者—
講師●亀井日出男氏(六郷史談会幹事長)
参加料●無料
申込期限●11月29日(木)
申込・☎六郷公民館 ☎0187(84)2311

個人事業税(2期)の納期限は11月30日(金)です

個人事業税(2期)の納期限は11月30日(金)です。忘れずに最寄りの銀行・郵便局・農協等で期限内に納めましょう。口座振替をしている方は、預金残高の確認をお願いします。

納税はぜひ口座振替をご利用ください。お問合せは県仙北地域振興局県税部(☎0187-63-5222)まで。

バドミントン日本リーグ2007秋田大会が 開かれます

日時●12月2日(日) 競技開始 午後12時30分～
会場●秋田県立体育館
内容●第1コート 男子NTT東日本 VS JR北海道
第1コート 女子北都銀行 VS 三菱電機
☎町バドミントン協会 久米永一 ☎0187(82)1093

秋田県最低賃金が改正されました

平成19年10月28日から、時間額「618円」です。
※最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反で処罰されます。
※最低賃金では、精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。
※月給や日給の場合は、時間額に換算して最低賃金額以上でなければなりません。
※特定の産業ごとに定められた産業別最低賃金(非鉄金属製錬業など4産業)が適用される場合は、高い金額の方が適用されます。
※新たに労働者を雇用する場合は、賃金等の労働条件を明示した「労働条件通知書」の交付が必要です。
詳しくは秋田労働局賃金室(☎018-883-4266)または最寄りの労働基準監督署までどうぞ。

11月は過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン 月間です

11月は過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間です。

労使がともに協力しあい「過重労働による健康障害」や「賃金不払残業」をなくしましょう。また次の日時に過重労働による健康障害やサービス残業でお困りの労働者やご家族の方などからの、無料電話相談を受け付けます。
<無料電話相談>

実施日時●11月23日(金・勤労感謝の日) 午前9時～午後5時
フリーダイヤル●0120-897-283
はやくなくそう 不払残業